

聖徳自動車学園の入校にともなう同意書

1. 技能教習について

- ・技能教習は、固定制（担当制）を取っておりますが、業務の関係上、他指導員に振替させていただく事があります。
- ・キャンセルが多い場合は、他のおお客様の迷惑ともなりますので、予約を停止する事があります。
- ・身体に入れ墨やタトゥーなど他のおお客様の目に触れる場所に入れている場合は、教習することは出来ません。（学科教習についても同様です）
- ・サンダルやクロックス等、運転に適さない靴では、教習（検定を含む）できません。
- ・眼鏡やコンタクトレンズの使用が条件になっている方が装用していない場合は教習できません。
- ・原付教習（原動機付自転車の運転）は、当学園の都合及び時期によりできないこともあります。やむを得ない理由がある場合の他は、原則として受けていただきます。
- ・教習を進めていくうえで、素行不良と判断した場合は、退校していただきます。

2. 教習実施期間について

- ・教習開始日（技能又は学科）から、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型二種免許に係る教習にあつては、9か月。大型特殊免許、限定解除（審査）に係る教習にあつては、3か月となっております。この期間までに教習が修了しなければ退校となります。

3. 検定期限について

- ・すべての教習（技能と学科）が修了後、3か月以内に卒業検定を合格されなかった場合は、教習期間内であってもすべての教習が無効となります。※卒業証明書の発行ができません。

4. 仮免許試験受験について

- ・仮免許試験受験時に適性検査（視力検査等）及び質問票（病気等の症状について）に記入をしていただきます。その結果によっては、仮免許証の発行が延期、停止されることがあります。

5. 教習料金・別途料金の支払い、及び途中解約による料金の払い戻しについて

- ・ご入校までに料金が改定になったときは、改定料金となります。
- ・延長教習料金、検定補修料金、再検定料金などの追加料金が、発生した場合は、後日料金の請求をいたします。卒業検定日の前日までにお支払い下さい。また、入校後、特別の事由（転校、病気等）で途中解約される場合は、受領料金のうち、同解約時までに未実施の教習料金、考査料金、検定料金を払い戻し致します。なお、上記以外の料金（各コース割増料金等）は、払い戻し致しません。